

令和3年11月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和3年12月7日～8日

場 所 第3委員会室

令和3年12月7日(火曜日)

委員 丸山 裕次郎

委員 満行 潤一

午前9時59分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正
予算(第16号)

○議案第5号 警察関係使用料及び手数料徴収
条例の一部を改正する条例

○議案第8号 宮崎県高齢者、障がい者等の移
動等の円滑化の促進に係る信号
機等に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて

○請願第6号 新型コロナウイルス感染症から
子どもを守り学ぶ権利を保障す
るために少人数学級を求める請
願

○その他報告事項

- ・特殊詐欺の現状と被害防止対策について
- ・令和3年度各事業の上半期の状況について
- ・大規模改良事業の進捗について
- ・宮崎県「教育の情報化」推進プランの策定に
ついて
- ・県立高校生の就職内定状況について
- ・宮崎県立特別支援学校教育整備方針(素案)
について

○閉会中の継続調査について

出席委員(6人)

委員 長 重松 幸次郎
副委員 長 山下 寿
委員 徳重 忠夫
委員 井本 英雄

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 佐藤 隆司

警務部長 高橋 和成

警務部参事官兼
首席監察官 日高 俊治

生活安全部長 時任 和博

刑事部長 中川 正純

交通部長 河野 俊一

警備部長 河野 晃央

警務部参事官兼
会計課長 上平 賢一

警務部参事官兼
警務課長 三原 健

生活安全部参事官兼
生活安全企画課長 黒瀬 信太郎

総務課長 梅原 守

少年課長 黒木 守

生活環境課長 廣田 匡慶

交通規制課長 宇都宮 淳一郎

運転免許課長 戸松 俊二

企業局

企業局長 井手 義哉

副局長(総括) 日高 幹夫

副局長(技術) 江藤 彰泰

総務課長 松野 義直

経営企画室長 宮田 晃尚

工務管理課長 田原 充生

施設保全課長 釘元 英俊

発電設備課長 山本 正信

総合制御課長 丹山 竜一郎

教育委員会

教 育 長 黒 木 淳一郎

副 教 育 長 中 原 光 晴

教 育 次 長
(教育政策担当) 児 玉 康 裕

教 育 次 長
(教育振興担当) 黒 木 貴

教 育 政 策 課 長 川 北 正 文

参事兼財務福利課長 四 位 久 光

育 英 資 金 室 長 山 崎 博 文

高 校 教 育 課 長 谷 口 彰 規

義 務 教 育 課 長 吉 田 英 明

特別支援教育課長 松 田 律 子

参事兼教職員課長 東 宏 太 朗

生 涯 学 習 課 長 長 尾 岳 彦

ス ポー ツ 振 興 課 長 押 川 幸 廣

文 化 財 課 長 加 塩 美 昭

人 権 同 和 教 育 課 長 島 寄 善 真 理

図 書 館 長 岩 本 真 一

美 術 館 副 館 長 木 村 幸 久

総 合 博 物 館 長 川 口 泰 夫

事務局職員出席者

議 事 課 主 事 飯 田 貴 久

総 務 課 主 事 合 田 有 希

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の変更についてであります。お手元に配付いたしました委員席案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いた

します。

次に、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩します。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○重松委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○佐藤警察本部長 警察本部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます議案及び報告事項につきましては4点ございます。

1つ目が警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、2つ目が宮崎県高齢者障がい者の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例について、3つ目が損害賠償額を定めたことについて、4つ目が特殊詐欺の現状と被害防止対策についてであります。

それぞれ担当部長から説明させますのでよろしくお願いたします。

私のほうからは以上でございます。

○重松委員長 それでは、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明が全て終了した後にお願いいたします。

○**時任生活安全部長** それでは、議案第5号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

今回の条例の一部を改正する理由につきましては、本年6月、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正があり、クロスボウの所持について、猟銃や空気銃と同様、所持許可制が導入されたため、これに関する手数料を徴収する必要性が生じたためであります。

初めに、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正についてであります。

これにつきましては、先月御説明したところではありますが、改めて簡単に御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料1、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の3枚目、資料1の2、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正についてを御覧ください。

法律改正の趣旨につきましては、項目1に記載のとおり、クロスボウによる危害の発生を防止するためです。

その経緯につきましては、令和2年6月、兵庫県宝塚市で起きたクロスボウを使用した家族ら4人の殺傷事件などを受け、クロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、本年6月、クロスボウの所持を原則禁止とし、許可制とする改正銃刀法が公布され、令和4年3月15日に施行されます。

ちなみに、県内におきましては、クロスボウを使用した殺人事件の発生は近年ではありませんが、平成27年にクロスボウを人に向けて構えて脅した事件を検挙しております。

改正された内容は、猟銃等と同様、クロスボ

ウを所持するためには、都道府県公安委員会の許可が必要とされ、用途は、標的射撃、動物麻酔、調査研究などに限られます。イノシシなどの狩猟目的や有害鳥獣駆除には使用できません。

許可の有効期間は、猟銃等の所持許可と同様、更新制とされ、許可後3回目の誕生日までとなっております。不法に所持した場合は3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

また、販売業者につきましても、都道府県公安委員会への届出制とし、販売時に購入者の所持許可証を確認することを義務づけております。販売時に購入者の所持許可証を確認しなかった場合は、6月以下の懲役または20万円以下の罰金が科せられます。

法施行の経過措置として、現在、既に自宅などでクロスボウを所持している人も規制の対象であり、改正法の施行日から半年以内に許可を取るか、廃棄しなければなりません。

なお、廃棄につきましては、直接、警察に持ち込んでいただければ無償で処分しており、処分の依頼は、法律の施行前でも受け付けております。ちなみに、令和3年10月末現在、5名の方から7丁の廃棄依頼を受けております。

現在、警察におきましては、銃刀法改正の周知を図るため、県警のホームページや交番・駐在所だよりにより記事を掲載するとともに、資料に記載のポスターを金融機関やコンビニエンスストア等で掲示したり、県や市町村広報誌への記事掲載依頼など、関係機関、団体と連携して広報を行っているところであります。

それでは、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。

お手元の資料の資料1を御覧ください。

項目2に条例を改正する理由を記載しており

ますが、先ほど御説明したとおり、銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、クロスボウの所持について公安委員会の許可が必要となるため、その手数料に関し、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正・公布されたためであります。

県の手数料条例の改正内容は、クロスボウに係る申請等の手数料の新設と条例本文等の用語の修正であります。

クロスボウに係る申請手数料の新設につきましては、お手元の資料の資料1-1、次のページになりますが、クロスボウ手数料改正案を御覧ください。

ちなみに、手数料の金額につきましては、国が改正した地方公共団体手数料の標準に関する政令に記載された手数料と同額であります。

改正される手数料は、新規の所持許可申請手数料など16種類であります。

このうち、番号1の所持許可申請手数料から番号14の講習手数料までは、従来の猟銃等の所持許可申請に係る手数料と同額となっております。番号15と16の射撃練習資格認定申請だけが猟銃等とクロスボウに係る手数料が違っております。

射撃練習資格認定申請につきましては、猟銃等やクロスボウの所持許可を受けようとする者は、初めに番号13に記載の初心者講習を受講することとなります。この初心者講習を受講した後、猟銃等やクロスボウの所持許可の申請を公安委員会に行いますが、その前に申請者が所持したい猟銃等やクロスボウの種類を選定するため、射撃練習を行うことができます。この場合、射撃練習の資格認定を受けるために、公安委員会に射撃練習資格認定を申請するものであります。

猟銃等とクロスボウの申請手数料が異なる点について説明します。

クロスボウの手数料改正案の下段、注1を御覧ください。

クロスボウにつきましては、猟銃等とは異なり、クロスボウ射撃指導員の監督の下、射撃練習を行わなければならないと規定されています。そのため、射撃練習資格認定申請に係る公安委員会の審査におきましては、申請書に記載された射撃指導員に対し、申請者を指導する意思があるか否かなどを調査する必要がありますので、この調査のための人件費等が400円分加算されております。

また、番号16の同時申請につきましては、下段の注2を御覧ください。

猟銃等の射撃練習資格認定申請に同時申請がない理由は、猟銃等の射撃練習を行う際に射撃指導員の監督は必要とされていないことから複数の申請を行うことありません。しかしながら、先ほど説明したように、クロスボウの射撃練習を行う場合には、クロスボウ射撃指導員の監督の下、行わなければならないと規定されています。

例えば、3人のクロスボウ射撃指導員からそれぞれ射撃指導を受けたい場合は、このクロスボウ射撃指導員ごとに、つまり3件の申請を行う必要があります。ただし、同時に3件の申請をする場合、2件目以降の審査につきましては1件目と重複する審査項目があるため、2件目以降の申請手数料については減額措置が取られています。

次に、資料1に戻りますが、条例本文等の用語の修正につきましては、クロスボウに関する申請等手数料が新設されたことに伴い、条例本文等の用語の修正を行うものであります。

具体的には、「銃砲」を「銃砲等」に、「猟銃または空気銃」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ」などに修正するものです。

用語の詳細な修正につきましては、令和3年11月県議会定例会提出議案の37ページ、議案第5号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の新旧対照表を御覧ください。

最後に、本条例の施行予定日は、令和4年3月15日であります。

説明は以上です。

○河野交通部長 お手元にあります令和3年11月県議会定例会提出議案、65ページの議案第8号「宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料2、宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部改正についてという題名の資料も併せて御覧ください。

初めに、条例改正の理由についてであります。

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、県内の重点整備地域内に設置する信号機、道路標識及び道路標示の基準を定めたものであります。この基準につきましては、バリアフリー法により国が定める基準、つまり国家公安委員会規則で定める基準を参考にして、都道府県の条例で定めることとされております。

今年4月1日に、国家公安委員会規則、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則が施行され、信号機に関する基準が改正されたことに伴い、このたび本県の条例も改

正を行う必要が生じたものであります。

なお、重点整備地区につきましては、バリアフリー法により市町村が定めることとされており、県内では、宮崎市がJR宮崎駅周辺・中心市街地地区と宮交シティ・JR南宮崎駅周辺地区の2か所を定めております。

続きまして、条例の改正の概要についてであります。

今回改正となるのは、条例第2条、信号機に関する基準の第1号アで規定する、道路を横断し、または道路を横断しようとしている視覚障がい者を誘導する機能を備えた信号機に関してであります。

現行の条例では、視覚障がい者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと、または当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるものとされております。

代表的なものとして、歩行者用信号灯器が青色になると、信号機に取り付けたスピーカーからピヨピヨやカッコーといった音響を発して歩行者を誘導する機能を備えた信号機があります。

これに対して、昨今の技術開発により、高度化P I C Sと呼ばれる信号機から歩行者用信号の情報を電波で発信し、横断歩行者のスマートフォン等を通して通知する機能などを備えた信号機の開発が進んだため、整備を推進する目的から、国家公安委員会規則の信号機に関する基準に高度化P I C Sが追加されました。それに伴い、条例についても同様に信号機に関する基準に高度化P I C Sを追加するものであります。

続きまして、高度化P I C Sについて御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料2—1、高度化P I C Sについてという題名の資料を御覧ください。

P I C Sとは、ペDESTリアン——これは歩行者のことですが——インフォメーション・アンド・コミュニケーション・システムの略であり、歩行者等支援情報システムのことを指しております。

高度化P I C Sにつきましては、1、高度化P I C Sについてのとおり、信号機に設置した装置から電波を発信し、横断歩行者のスマートフォン等の携帯電話を通して、歩行者用信号の情報を丸々方向の信号が赤ですなどの音声メッセージで提供したり、スマートフォン等から歩行者用信号の青時間を延長できるものであり、資料の高度化P I C Sの概要枠内の図に示したものであります。

なお、高度化P I C Sの全国の導入状況につきましては、2、高度化P I C Sの整備状況のとおり、令和2年度末現在、全国で5県に導入されております。

本県につきましては、令和3年度末までの設置予定はありませんが、今後の導入を見据えて、既に設置している自治体の運用状況や効果等を参考にしながら、より効果的な設置を検討してまいります。

最後に、本条例の施行期日につきましては、公布の日としております。

以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はございませんでしょうか。

○井本委員 このクロスボウというのは、県内で大体何丁ぐらい出回っていますか。

○時任生活安全部長 現在クロスボウが県内にどれぐらい出回っているかにつきましては、正確なところは把握できておりません。先ほど御説明したとおり、現在の廃棄につきましては5

人の方から7丁の廃棄依頼を受けておりますが、クロスボウがどのくらい県内に出回っているかについて正確なところは把握しておりません。

○井本委員 全国ではどのくらい販売されたんですか。

○時任生活安全部長 クロスボウにつきましては、主に外国製でして、国内における製造会社はありません。

販売業者につきましては、一般社団法人全日本クロスボウ協会に加盟している業者が6業者、それと非加盟の業者が3業者あることを把握しております。当然、県内におけるクロスボウの製造販売業者についても現在把握しておりません。

そういうことから、主にインターネットで販売されている関係上、全国でどのくらい販売されているのかも、今のところ正確に把握できていないのが現状です。

○徳重委員 クロスボウはどういうときに使っているんですか。

○時任生活安全部長 国内におけるクロスボウの使用実態でありますけれども、一般的には射撃競技、標的射撃、あるいは動物麻酔、調査研究などに使われていると伺っております。

なお、射撃競技につきましては、競技者が全国に100人程度ということで、大学生の部活動を中心に活動しております、これについては国際競技大会もあると伺っております。

また、標的射撃につきましては、射撃競技とは別にレジャーとして標的射撃を行うということは把握しておりますけれども、どのくらいの方がそういうのに取り組んでおられるか、ちょっと判明しておりません。

○山下副委員長 これにはどれくらいの威力があるんですか。

○**時任生活安全部長** クロスボウの威力につきましては、資料の1—2のクロスボウの定義に記載していますが、測定した矢の運動エネルギー値が人の生命に危険を及ぼし得るものとして、内閣府令で定める数値以上ということで、これが矢の威力なんですけれども、この内閣府令につきましては、警察庁においてパブリックコメントをやっておりまして、11月19日から12月18日まで、今実施中であります。

その説明の中で、矢の威力は6ジュールという単位であります。具体的には、国内で一般的に市販されているのがピストルクロスボウというものでありまして、実験によると、このピストルクロスボウは2メートル離れた位置から矢を放って、厚さ5ミリメートルのベニヤ板1枚を貫通しており、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有することが確認されております。この6ジュール程度以上のものが今回所持の禁止になると考えております。

○**山下副委員長** 距離的には何メートルぐらい飛ぶの。

○**時任生活安全部長** クロスボウの種類は先ほど言いましたピストルクロスボウといいまして、全長が50センチメートルぐらいで片手で所持できるタイプのもので、全長が70センチメートルから120センチメートルぐらいで両手で所持するタイプのフルサイズクロスボウというのが大きく分けてあるようです。

この小さいほうのピストルクロスボウとフルサイズクロスボウにつきましては、おおむね射的距離は10メートルから50メートル程度となっております。

○**丸山委員** 同じようなものでアーチェリーがありますよね。アーチェリーのほうは普通に所持していいということで、同じようなものに見

えるものですから、どういうふうに線引きしているのか教えていただくとありがたいです。

○**時任生活安全部長** アーチェリーや日本の弓道という和弓については今回規制の対象となっておりません。いわゆるアーチェリー等につきましては、矢をつけて弦を手で引いて矢を放つもので、的を射るにはかなりの技術を要します。

一方このクロスボウにつきましては、引いた弦を固定して、これを開放することによって矢を発射する機構を有する弓でありまして、アーチェリーと比べると狙いをつけるのが容易で、素人でも命中率が高いことから今回規制の対象となったところであります。

○**井本委員** クロスボウはここに書いてあるような形をしていても、この威力がなければクロスボウと認められないこともあるわけですか。

○**時任生活安全部長** いわゆるおもちゃみたいなクロスボウもありますので、一応先ほど言いました威力6ジュール以上のものが今回規制の対象となる予定です。

○**重松委員長** クロスボウについてはよろしいでしょうか。

では、もう一方の高齢者、障がい者等の移動に関する条例についてはいかがでしょうか。

○**丸山委員** この高度化P I C Sに関しては、宮崎県ではまだ従来のP I C Sしか置いていないみたいですが、今後は設置する予定なのか、設置しないといけなくなるのか、あとどのくらいの費用がかかるかを教えていただくとありがたいです。

○**河野交通部長** 条例の基準には盛り込んでいただきますけれども、盛り込んだことによって、必ずしも整備しなければならないという性格のものではございません。

ただ、既に5県で導入をしておりますので、

今後、これらの先進県の整備状況とか効果、これ等を見極めながら必要に応じて整備してまいりたいと考えております。

費用につきましては、通常の交差点、これを想定した場合、やはり100万円から百数十万円程度の範囲で費用がかかってくるものになります。

○丸山委員 5県で先に先行して設置しているみたいですがけれども、設置したほうが効果がいいとかそういう情報は入ってきているものなのでしょうか。

○河野交通部長 個別に話は伺っておりますけれども、やはり緒に就いたばかりで、まだ導入している県も実際の目に見えるような効果というのは、まだ把握していない状況でございますので、今後も情報収集を続けていきたいと考えております。

○重松委員長 それでは、議案につきましては以上でございます。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高橋警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告申し上げます。

令和3年11月県議会定例会提出報告書の4ページをお開きください。

今回、報告させていただく警察における損害賠償事案は、4ページの上から4件目から5ページ1件目までの5件の交通事故と、4ページ最下段の車両用灯器部品落下事故についてであります。

それでは、1件目の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が、令和3年1月29日午前7時13分頃、宮崎市内の市道において、同乗者を乗せてパトカ

ーを運転し、交通事故現場に緊急走行で臨場中、交差点に赤色信号で進入した際、左側から青色信号で進入してきた相手側の車両の右側面と自転車前部が出合い頭に衝突したものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の他の交通に対する安全不確認及び徐行不十分、相手方の緊急自動車の優先妨害の過失によるものでございまして、過失割合は、県側が20%、相手側が80%の割合になっております。

損害賠償は物件損害のみで、県側が負担する3万3,000円を県警の任意保険から支払っております。

また、公用車については修理費のうち16万1,700円を県費から支出しております。

次に、2件目の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、特別機動警察隊の警察官が、令和3年4月30日午後4時25分頃、宮崎市内の市道において、同乗者2名を乗せ捜査用車両を運転して所属に帰隊中、警察学校敷地内から市道に進出する際、歩道の手前で一時停止をしましたが、民家やブロック塀により右側の見通しが悪かったため、さらに見通しを確保するため歩道上まで徐行進行して一時停止をしようとしたところ、右側の坂道頂上方向から歩道上を下って進行してきた相手方自転車の前部と自転車右前のフェンダー部分とが衝突をしたものであります。

事故の原因につきましては、当該職員の右方安全不確認、相手方の動静不注視の過失によるもので、県側が90%、相手方が10%の過失割合になっております。

この事故で、相手方は腹部打撲傷のけががありましたので、治療費等として4万4,772円を県警の自賠責保険と任意保険から支出しておりま

す。

物件損害については、電動アシスト自転車の購入費の一部として11万7,000円を県警の任意保険から支出しております。

また、公用車については、修理費のうち8万8,209円を県費から支出しております。

次に、3件目の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、都城運転免許センターの事務職員が、令和3年5月11日午前11時3分頃、都城市内の市道において、単独で普通乗用車を運転し、運転経歴証明書の回収業務中、相手方敷地から市道に左折しようとした際、自車右前部を相手方が所有する金網フェンスに接触をさせたというものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の前方安全不確認の過失によるもので、相手方に過失はございません。

相手方金網フェンスの修理費として7万3,183円を県警の任意保険から支出しております。

なお、公用車については、修理が必要な損傷はございませんでした。

次に、4件目の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が、令和3年5月23日午前11時6分頃、宮崎市内の市道において、単独でミニパトを運転して警ら中、進行方向左手の公園で遊んでいた子供たちがミニパトに向かって手を振るなどしたことに気を取られ、右前方に設置してあるカーブミラーを認識しないまま交差点を右折したため、自車右前部をカーブミラーに接触させたものであります。

事故の原因につきましては、当該職員の前方不注意の過失によるもので、相手方に過失はご

ざいけません。

相手方カーブミラーの修理費として10万2,000円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理費として16万9,400円を県費から支出しております。

次の車両用灯器部品落下事故につきましては最後に説明をすることにしまして、まずは5ページ目にあります5件目の交通事故からまとめて説明したいと思います。

この事故につきましては、高千穂警察署の警察官が、令和3年7月21日午後3時10分頃、日之影町内の国道において、白バイを運転して交通機動取締り中、対向車両の運転者に気を取られながら進行したため、前方で停車中の相手方車両に気付くのが遅れ、自車右サイレン部を相手方車両後部バンパーに接触させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の前方不注意の過失によるもので、相手方車両は停車中ということですので、相手方の過失はございません。

損害賠償は物件損害のみで、相手方車両の修理費として2万8,138円を県警の任意保険から支出しております。

なお、公用車については、修理が必要な損傷はありませんでした。

最後でございます。4ページにお戻りいただきまして、車両用灯器部品落下事故について説明をいたします。

この事故につきましては、令和3年5月25日午前8時30分頃、宮崎市大字田吉の本郷団地入り口交差点において、交通規制課が管理する交通信号機の車両用灯器部品が、さびによる腐食等により落下し、直下に駐車中の相手方車両のリアガラス、リアバンパーと接触して損傷させ

たものでございます。

事故の原因につきましては、交通信号機の管理瑕疵の過失によるもので、相手方に過失はございません。

損害賠償は物件損害のみで、相手方車両の修理費として8万9,540円を県警の任意保険から支出しております。

以上が今回の損害賠償事案になりますが、公用車の交通事故防止対策として、交通事故発生状況の分析結果や交通事故後の手続の流れなどを記載した資料を発出し、この資料を活用して各所属幹部による指導教養、また、交通事故を起こした職員対象に分析結果などの教養や実技指導を行う運転技能講習会の開催、交通事故を起こした職員による一定期間の街頭交通指導を実施するなどして交通事故の絶無に向け、対策を講じているところでございます。

また、部品落下事故の再発防止策につきましては、保守点検委託業者に聞き取り調査を実施するなどして、早期対応が必要と認められた灯器の交換等を行うとともに、今後は業者との連絡体制を強化し、緊急修繕等の早急な対応をお願いすることとしております。

以上で損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

○徳重委員 毎回こうして報告を受けるところですが、交通事故は予期しないことだと思いますし、皆人間ですから間違いがあるのは当然でございまして、また、それなりに注意しながら交差点に入ったりすることは分かるんですけども、どうしても警察官の事故はできるだけ減らしてほしいという思いがあるわけです。警察官の交通事故は年間にどれぐらい発生するもの

でしょうか。

○日高首席監察官 警察官全体の事故ということではよろしいでしょうか。

令和元年中は公用車による交通事故は86件でありました。人身事故、物損事故を全部含めて、第1次当事者、第2次当事者、全ての事故を合わせると86件でした。ちなみに、このうち損害賠償事案になったのは16件でありました。

令和2年ですけれども、全体の交通事故は88件、そのうち損害賠償事案になったものが12件でありました。

令和3年10月末現在でありますけれども、68件の交通事故がありまして、現在のところ損害賠償事案は13件となっております。

○徳重委員 それぞれ今件数やら損害賠償のことが出ておりますが、令和元年、2年、3年の中で警察官のほうが過失割合が高いという事例は何件ぐらい発生しているものでしょうか。

○日高首席監察官 まず令和元年が損害賠償事案が16件でありましたが、このうち警察官側のほうが過失割合が高かったものは15件でありました。令和2年が12件中9件でありました。令和3年は10月末現在で13件中12件でありました。過失割合が高いほうが多いという感じです。

○徳重委員 県民もそうですが、交通事故は予期しないことだと思うんですね。やりたくてする人はいないわけですが、今の数字を見ましても16件のうちの15件が警察官のほうが過失割合が高いと。令和2年は12件のうち9件、令和3年は13件のうち12件という数字を今お話になって私はびっくりしたんです。ちょっと警察官の怠慢が大きいなと思って。事故は起こるべくして起こるとは思うんですけども、なぜかここ辺はどう考えられますか。警察官がこういう状態でいいのかという気がしてならないんですね。

事故は相手側があるわけで、この割合が半々ぐらいならまだ理解ができるんだけど、あまりにも過失割合が高いものが多いと思います。そのことについてどうお考えになるんですか。

○日高首席監察官 大変申し訳ないとは思っております。先ほど警務部長からもありましたとおり、交通事故防止に努めているところでありますけれども、やっぱり交通事故発生状況をちゃんと分析しまして、毎月1回なんですけれども、全署員に対して前月の交通事故はこういう事故があったと、気をつけるべきはこういうところだという資料を作成して、各所属で指導をしていただいているというのが一つ対策としてあります。

それから事故を起こした者につきましても、先ほど警務部長からありましたように、特別講習を受けてもらって再発防止に努めているところであります。

○徳重委員 過失割合もできるだけ少ないほうになってほしいと思うんですね。こういう数字が出てくると一体どういうことかなとも思ったりしますので、先ほど警務部長からお話のとおり指導されているということですが、やはり結果がこういうことになると、一体何を指導されたのかという気持ちになってしまいます。今後においては、もう交通事故は絶対起こすなというような強い指導をしていただきたいと思いません。

○井本委員 損害賠償が発生しない事案もたくさんあるんですね。それは別に県警のほうには過失がないという話ですか。

○日高首席監察官 損害賠償事案になるのは、県警側が損害賠償を払うという事案、それは過失の割合がこちらが高いときもあれば、相手方が高いというときもあるんですけれども、多い

のは例えば自損事故、警察の車両単独の交通事故、物損事故ですね。

それとか、例えば塀とかブロック塀とかに警察車両をぶつけるという事案もあるんですけれども、ぶつかって車も若干の損傷は出るんですけれども、相手方の損傷が軽微で修理の必要はないと——相手との交渉の中でですね——そういう事案も多々あるんです。そういうのは損害賠償事案にはなっていません。

○井本委員 では、無過失という事案ではないわけですね。

○日高首席監察官 そうです。

○井本委員 損害賠償が発生していないからといって、無過失という話ではないわけですか。分かりました。

○丸山委員 信号機が落下して、珍しいなと思っているんですが、警務部長から保守点検を委託業者に頼んでいるだけけれどもこういう事案になったということで、緊急点検等も行われたと思うんですが、もっと早く何らかの対応ができるのが当たり前というような気がします。

古い信号機が落下するというのはよっぽどじゃないと起きないと思いますので、具体的には何でこれまで気づかなかったのかを教えてくださいとありがたいです。

○宇都宮交通規制課長 なぜここまでという御質問ですけれども、信号機は保守体制というのを取っておりまして、信号機は清掃とともに点検を行うものと、それから臨時で保守を行うものを民間業務に委託して、年1回あるいは2回、2年に1回とか、信号の灯器によってちょっと変わるんですけれども、大体年に1回は全ての信号機の清掃点検を実施しております。

これによって毎年報告書を上げていただいていたところなんですけど、今回の分についても確

かに報告書がちゃんと上がってきておまして、さびが発生した、そして要交換ですという報告書が大体年間まとめて年度末に送られてくるものですから、3月末ぐらいにうちのほうで報告書を受け取って、それによってこれは確認しておりましたけれども、そもそも緊急に交換等が必要なものにつきましては、電話で速報するように業者とあらかじめ契約しておりましたが、今回はその速報がなく、通常の報告書での結果の報告であったということで、次年度になっての工事で足りるもの、間に合うものという判断をしておりました。ちょっと甘かったのかなという考えはあります。申し訳ありません。

○丸山委員 今回の事案を契機に、そういう点検の在り方等を含んだ検討をしていただいているものと思います。その業者も含めて、もうこういう事案が出ないようにしていただくようお願いしたいと思います。

○山下副委員長 物には何にでも耐用年数というのがありますが、信号機は何年で更新していくという決まりがないんですか。

○宇都宮交通規制課長 信号機は制御機で大体基準をもっていくんですけれども、大体19年が信号機の更新となっております。

○山下副委員長 ならば、その落下した信号機というのは、もちろん耐用年数内で早くその信号が壊れたという状況なわけですね。

○宇都宮交通規制課長 この信号灯器は昭和61年2月に設置をされておまして、61年度ですから30数年たっておりますけれども、毎年那点検によって大体外観等をよく見まして、それで大丈夫なものはまだ使っておって、大体更新のサイクルというか更新の計画はありますけれども、これも今年度の工事で、大体6月ぐらいから始まりますけれども、それによって交換予定

の場所であったということで、今回急いでこれを交換しまして今はLEDの灯器に交換をしております。

○重松委員長 それでは、続きまして、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○時任生活安全部長 それでは、特殊詐欺の現状と被害防止対策について報告いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料3、特殊詐欺の現状と被害防止対策についてを御覧ください。

初めに、特殊詐欺の現状についてであります。

本県における特殊詐欺の認知件数は、平成26年の59件をピークに減少傾向にあり、本年は10月末現在で16件となっております。

被害者の年齢を見ますと、65歳以上の高齢者の割合が高い傾向にあり、昨年は19件中16人と約8割が高齢者でありました。

特殊詐欺の手口につきましては、資料に記載のとおり、息子や孫をかたるオレオレ詐欺など10種類に分類しています。

このうち9番の預貯金詐欺と10番のキャッシュカード詐欺盗につきましては、警察官や金融機関等の職員を名乗り、口座の不正利用を口実に暗証番号を聞き出してキャッシュカードなどをだまし取ったり、盗んだりする新たな手口で、令和2年に追加されたものであります。

ちなみに、本年は16件の被害が発生していますが、手口の内訳では、架空料金請求詐欺が10件、オレオレ詐欺が2件、ギャンブル詐欺が2件、融資保証金詐欺が1件、金融商品詐欺が1件となっております。

特殊詐欺に関する相談件数につきましては、平成29年の2,830件をピークに減少しており、本

年は10月末現在で357件となっております。減少の理由としましては、警察や関係機関による広報啓発の周知により、県民の皆様自身が特殊詐欺であることを看破し、警察への相談が減少しているものと考えております。

本年の特殊詐欺に関する相談内容としましては、有料サイトの未納料金やインターネットのウイルス感染の解決費用を口実に、電子マネーを購入させてだまし取るといった架空料金請求詐欺に関する相談が最も多く、次いで、自治体職員等を名乗り、保険金の還付を口実に現金をだまし取る還付金詐欺に関する相談が多いところであります。

このような現状を踏まえまして、県警におきましては、特殊詐欺の被害防止対策として、3つの対策を推進しております。

1つ目は、項目2、(1) 犯人からの電話を取らせない撃退力向上対策であります。

アの自動通話録音機の貸出しにつきましては、自動通話録音機は、電話での会話を録音する自動録音機能のほか、電話の呼出し音が鳴る前に、振り込め詐欺防止のため会話内容が自動的に録音されるとアナウンスする警告メッセージ機能等がついている機械で、平成26年9月から運用しております。

本年10月末現在で県警では402台を保有し、264台を貸出し中であります。

また、本年9月、自動通話録音機の貸出しをしている100人の方を対象にアンケート調査を行っていますが、全員の方が、不審電話や迷惑電話がなくなった、あるいは減ったと感じたと回答され、詐欺等の被害防止の効果を実感できた方が95人、不審電話や迷惑電話への不安がなくなった、あるいは少しはなくなった方が合わせて92人という結果でありました。

また、アンケートに回答していただいた方からは、迷惑電話が減り、安心した生活を送れるようになった、独り暮らしなのでとても助かっている、離れて暮らしている子供が安心して、電話に出るときは不安がないので心に余裕ができて対応できるとの御意見もいただいております、自動通話録音機の貸出しは特殊詐欺など迷惑電話に効果があることが確認できたところであります。

イの優良迷惑電話防止機器の普及促進につきましては、電話機を製作しているメーカーでは、特殊詐欺などの迷惑電話を防止する機能がついた電話機を販売しております。公益財団法人全国防犯協会連合会では、このような迷惑電話を防止する機能に優れた電話機を優良迷惑電話防止機器として認定し、推奨しております。

県警におきましては、地域安全情報や企業と連携し、チラシ等を作成して啓発活動を行い、普及促進を図っているところであります。

ウのうそ電話詐欺被害防止推進モデル地区の指定につきましては、県警では、高齢者の被害防止を重点とした取組として、現在、県下13警察署において21地区の高齢者クラブなどをうそ電話詐欺被害防止推進モデル地区に指定し、自動通話録音機の貸出しの促進に取り組んでいるところであります。ちなみに、10月末現在、モデル地区には112台を貸出ししております。

今後ともモデル地区における取組を他の地域にも広げ、特殊詐欺の被害に遭いにくい環境づくりに努めてまいります。

次に、資料3の裏面を御覧ください。

項目2の(2) だまされないための広報啓発を図る看破対策についてであります。

アのうそ電話詐欺被害防止コールセンター事業につきましては、県警が委託した民間事業者

のオペレーターが県内居住者の方に電話をかけ、特殊詐欺の手口について注意喚起を行ったり、その対策を案内して被害防止を図るもので、平成27年から運用しております。ちなみに、令和2年度は5万7,564件の注意喚起を行っております。

イの防犯メール・ツイッター等による注意喚起につきましては、県警では、宮崎県防災・防犯メールやSNSの生活安全部ツイッター等を使用して、特殊詐欺の被害防止に係る広報啓発を行っているところであります。

メールなどによる情報発信は、タイムリーに情報を発信できるという利点がありますので、特に被害が発生した、あるいは不審電話が連続して発生したときなどに情報発信を行っているところであります。

このほか県警では、関係機関・団体と連携した広報啓発も行っています。

ウのバス・タクシー事業者及び宮崎県薬剤師会と連携した広報啓発につきましては、県警では、令和2年度に特殊詐欺の手口などを記載したステッカーを制作し、株式会社宮崎交通や宮崎県タクシー協会と連携しまして、県内を運行するバスやタクシーの車内にステッカーを掲示し、利用客への注意喚起を行っております。

また、本年11月には宮崎県薬剤師会と連携し、同ステッカーを県内の薬局に配付し、店舗内に掲示していただいております。

エの高校生と連携して制作した動画による広報啓発につきましては、本年3月、県立佐土原高等学校の演劇部の生徒に特殊詐欺の被害防止を呼びかける動画を制作していただき、その動画を県警のホームページやツイッターに掲載しているところであります。

オの宮崎県生命保険協会と連携した広報啓発

につきましては、県警では、平成30年に宮崎県生命保険協会と特殊詐欺被害防止に関する協定を締結しておりますが、本年8月、同協会において特殊詐欺被害防止に係るクリアファイルを作成していただき、同協会に加盟する生命保険会社の職員の皆様がクリアファイルを活用して広報啓発を行っていただいているところであります。

カの幼稚園と連携した塗り絵作戦につきましては、高齢者の被害防止対策の一環として、塗り絵を活用して、子供・孫世代から親・祖父母世代に注意を呼びかけるものであります。

本年度からの取組であります。県立高等学校の美術の教諭に作成していただいた塗り絵デザインに幼稚園児が色塗りをし、これを祖父母参観の行事等において園児から祖父母に塗り絵を手渡し、直接注意を呼びかけております。

次に、項目2の(3)社会全体で被害の未然防止を図る未然防止対策についてであります。

アの金融機関との連携につきましては、平成27年に県内の金融機関と特殊詐欺の被害防止に関する協定を締結し、65歳以上の高齢者が高額現金の引き出しや振込の手続をする際には、県警が制作した特殊詐欺の手口が記載されたチェックシートを活用して、積極的に声かけを行っていただくようお願いしているところであります。

顧客との会話内容や落ち着きがないなどの様子から不審に感じた場合は、すぐに警察に通報していただいているところであります。

イのコンビニエンスストアとの連携につきましては、電子マネーを悪用した特殊詐欺被害を未然防止するため、県警が制作した啓発用収納袋を県内のコンビニエンスストアに配付し、購入されるお客様に電子マネーカードを収納袋に入れて渡していただき、注意喚起を行っている

ところであります。

このほか、コンビニエンスストアにおいて、警察官が被害者役となり、店員が声をかけて被害を防止する訓練も行っております。

ウの宅配事業者との連携につきましては、現金を宅配物として送付させる被害を防止するため、県警が制作しましたチェックシートを活用し、顧客にレターパックなどの宅配では現金は送れないことを呼びかけています。

最後に、項目3の未然防止件数についてであります。

特殊詐欺被害の未然防止件数は、資料記載のとおりであります。本年10月末現在では37件となっております。

本年、未然防止を図っていただいた機関としましては、コンビニエンスストアが25件、次いで金融機関が8件となっております。

このほか本年3月には、県内の商業施設のATMコーナーに並んでいた一般女性の方が、高齢女性が電話で通話をしながらATMを操作しているのを不審に思い、女性に声をかけて架空の料金請求で現金を振り込もうとしていたのを突き止め、警察に連絡していただき未然防止した事例もありました。

県警におきましては、県民の皆様が特殊詐欺の被害に遭わないよう、引き続き被害防止対策を積極的に推進してまいります。

以上であります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○満行委員 自動通話録音機の貸出しはアンケート結果で相当効果が高く出ているんですけれども、これはもっと広く展開すると非常に有効だと思いました。

これは今、民間というか普通のメーカーが作っているという説明だったんですけども、私たちもそうですし、高齢者もなかなか電話機を買い替えないですね。だからこの貸出しって非常に有効だと思うんですけども、ここの展開ってどうなっているのでしょうか。

○時任生活安全部長 この自動通話録音機の貸出しにつきましては、平成26年からやっています。当初は不審電話がかかってきた方に対する被害防止のために応急的な貸出しという意味合いで貸し出していましたが、先ほど委員がお話されましたように非常に効果があるということで、現在では特殊詐欺に関する相談があった高齢者などに対しても設置を希望される方には積極的に貸出しを行っておりますし、現在13警察署で21地区をモデル地区に指定させていただいておりますけれども、このモデル地区をさらに広げて、県民の方に周知して貸出しの活用を図っていただくよう今後とも努めていきたいと考えております。

○満行委員 貸出しもぜひしていただきたいですけれども限りがありますよね。市中の電気屋でもそういう対応をしてもらって、もっと啓発をして、もう資力のある人には積極的に取り入れてもらう。その買換えのときにそういう機能のついたものをもっていう啓発をもっと丁寧にやっていただきたいと思うんですけども、現状はどうでしょうか。

○時任生活安全部長 先ほどの御説明の中に優良迷惑電話防止機器の普及ということでお話をさせていただきましたけれども、いろいろな電話機を製作しているメーカーがあります。

そこで県警では、その電話機を製作しているメーカーにお願いしまして、いわゆる迷惑電話を防止する電話ということで、非常に効果があ

りますということをチラシの中に記載していただいて販売をお願いしているところでもあります。

引き続き県内の電化製品を製造している会社にお願ひして、チラシ等を作成していただき、県警におきましても、地域安全情報等で広くまた周知を図っていきたくと考えております。

○満行委員 最後になりますけれども、宮崎県警察推奨品とかっていう、そういうアピールというのは、だいぶ違うと思うんですけど、どんなものでしょうか。

○時任生活安全部長 委員がおっしゃるとおり県警推奨品ということをやればいいんでしょうけれども、現在、公益財団法人全国防犯協会連合会というところが民間の優れた電話機を優良迷惑電話防止機器として認定して推奨しております。宮崎県にも防犯協会連合会がありますので、ここと連携して広く推奨したいと考えております。

○井本委員 この自動通話録音機というのは、予防のための機械ということですね。

○時任生活安全部長 基本的にこの特殊詐欺につきましては、犯行ツールが電話というところでもありますので、まず、その犯人からの電話を取らせないための仕組みとして、この録音機能付きの電話の普及を図っているんですけども、先ほど御説明しましたとおり、電話機の呼出しコール音が鳴る前に、「振り込め詐欺の防止のため会話内容が自動的に録音されます」というアナウンスが鳴るものですから、犯人であればそれを聞いて、やめるところに視点を置いて、この普及を図っているところでもあります。

○井本委員 じゃ、その犯人を捕まえるところまでいくようなことは今のところないわけですね。

○時任生活安全部長 これは防止対策でありま

すので、また検挙対策は別にしっかり取り組んでおります。

○井本委員 詐欺事件でしょうから、その詐欺事件の未遂をやった時点で既に犯行の着手があったと考えるわけですか。これは財産犯ですよ、だから当然何か財産の移動がない限りは既遂にならないんでしょうけれども、何かそういうだましが既にあったということで、犯行の着手ということになるんですか、どういうふう

○時任生活安全部長 この電話をかけたりすることが犯行の着手になります。

○井本委員 それは未遂罪か何かで、つまり逮捕はできるということになるんですか。

○時任生活安全部長 厳密に言ったら未遂罪になるんだろうと思いますけれども、なかなか相手の電話番号も分かりませんし、分かったとしても、その電話番号が本人の電話番号じゃなくて、他人から購入した電話番号だったりするものですから、なかなか犯人にたどり着けないのが現状であります。

○重松委員長 関連はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他の報告事項については終了したいと思います。

最後に、その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時14分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託をされました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 企業局でございます。よろしくお願ひいたします。

説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

10月14日の常任委員会県南調査におきまして、委員の皆様方には、綾第二発電所を御視察いただきました。誠にありがとうございました。

綾第二発電所の大規模改良事業につきまして、先月末にFITの申請を行ったところでありまして、本年度中の認定取得に向け、しっかりと手続を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本日御審議いただく事項につきまして、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料をお開きいただきまして、右側のページ、目次を御覧ください。

本日は、その他報告事項、Ⅰ、令和3年度各事業の上半期の状況及び、Ⅱ、大規模改良事業の進捗状況につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、関係課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○重松委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、全ての説明が終了した後にお願ひいたします。

○長倉総務課長 それでは、令和3年度各事業の上半期の状況につきまして御説明いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。

まず、電気事業の業務状況について御報告いたします。

(1)の事業の概況であります。

①の供給電力量の表の太枠の上半期計の欄を御覧ください。

上半期の供給電力量の実績(B)の欄ですけれども3億5,964万6,000キロワットアワーで、目標に対する達成率は108.5%となっております。これは上半期全体の降水量が平年よりも多かったことによるものであります。

次に、その下の②の電力料金収入の表の太枠の上半期計の欄を御覧ください。

電力料金収入実績(B)のところですが、これも24億5,800万円余で、目標に対する達成率は101.7%となっております。

2ページをお開きください。

(2)の経理の状況であります。

まず、①の収益的収入及び支出のAの収入の太枠のところ、事業収益の欄を御覧ください。

上半期収入済額(C)のところですが、これも26億4,500万円余で、上半期収入予定額(B)に対する収入率は101.9%となっております。

次に、イの支出の太枠の事業費の欄を御覧ください。

事業費の上半期執行済額(C)ですけれども21億2,700万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は92.7%となっております。

このうち、営業費用というのが上にありますけれども、その上から4番目の委託費というところを御覧ください。

この委託費の執行率が55.3%と低くなっておりますけれども、これは三財線鉄塔基礎等調査業務において、前金払いの請求がなかったことなどによるものであります。

また、その下にあります諸費についても執行率が73.6%と低くなっておりますが、これはコロナの感染拡大の影響により、旅費などの執行

が見込みを下回ったことによるものであります。

3ページを御覧ください。

②の資本的収入及び支出であります。これは固定資産などにかかる収支を表すものであります。

まず、アの収入であります。工事負担金や貸付金返還金については、下半期に請求を行うこととしておりますことから、上半期の資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄を御覧ください。

資本的支出の上半期執行済額（C）のところですが、執行率は89.5%となっております。

このうち建設改良費の執行率が77.6%と低くなっておりますが、これは綾第二発電所天井クレーン改良工事において、入札不調により契約時期が当初の予定より遅れたことや、祝子発電所主要変圧器取替工事において前金払いの請求がなかったことなどによるものであります。

なお、建設改良費の2つ下にあります繰出金ですけれども、これは第81回国民スポーツ大会、第26回全国障害者スポーツ大会の開催資金として10億円を一般会計に繰り出したものであります。

4ページをお開きください。

工業用水道事業の業務状況であります。

まず、(1)の事業の概況であります。

①の給水状況の表の太枠の上半期計の欄を御覧ください。

上半期の常時使用水量の実績（B）のところですが951万7,000立方メートルで、目標に対する達成率は96.8%となっております。

次に、②の給水料金収入の太枠の上半期計の欄を御覧ください。給水料金収入の実績（B）は1億6,400万円余で、目標に対する達成率は99.1%となっております。

5ページを御覧ください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の事業収益の欄を御覧ください。

事業収益の上半期収入済額（C）は1億8,300万円余で、上半期収入予定額（B）に対する収入率は99.2%となっております。

次に、イの支出の太枠、事業費の欄を御覧ください。

事業費の上半期執行済額（C）は1億1,700万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は74.3%となっております。

このうち、営業費用の上から3番目にあります修繕費の執行率が21.3%、その下の委託費の執行率が27.7%と低くなっておりますが、これは長雨や台風による長期間の濁水処理を行う必要がありまして、その影響で曙橋水管橋塗装工事などの修繕工事において当初の予定よりも契約手続が遅れたことや、アセットマネジメント策定業務において前金払いの請求がなかったことなどによるものであります。

6ページをお開きください。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。工事負担金については下半期に請求を行うこととしておりますことから、上半期の資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄を御覧ください。

資本的支出の上半期執行済額（C）は150万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は12.4%となっております。

このうち、科目の一番上の行の建設改良費の執行率は7.3%と低くなっておりますが、これは総合監視制御システム一部更新工事において設計書作成に必要な業者の現地調査が新型コロナ

ウイルス感染拡大の影響を受け、人流の制限を余儀なくされたことに伴い実施できず、当初の予定よりも契約までの事務が遅れたことや直流電源装置取替工事において前金払いの請求がなかったことなどによるものであります。

7ページを御覧ください。

地域振興事業の業務状況であります。

まず、(1)の事業の概況であります。

今年度の上半期は、8月の長雨などの影響により、①のゴルフコース利用状況の表の太枠の上半期計の欄にありますとおり、利用者数の実績(B)は、平日、休日の合計で1万2,726人で、目標に対する達成率は96.4%となっております。

次に、②の施設利用料収入ですが、太枠で囲んでおります施設利用収入にありますとおり、指定管理者からの納付金の上半期分896万円余を受け入れております。

8ページをお開きください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の表の太枠の事業収益の欄を御覧ください。

上半期収入済額(C)のところですが、999万円余で、上半期収入予定額(B)に対する収入率は99.8%となっております。

次に、イの支出の太枠の事業費の欄を御覧ください。

事業費の上半期執行済額(C)は1,016万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は95.8%となっております。

このうち、営業費用の上から5番目のその他の執行率が10.9%と低くなっておりますが、これは主に消耗品費の執行率が低いことによるものであります。

9ページを御覧ください。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。今年度は資本的収入の予定はございません。

次に、イの支出の太枠の資本的支出の欄を御覧ください。

資本的支出の上半期執行済額(C)はございません。建設改良費の上半期執行予定額(B)500万円余は、全額タイヤショベルの購入に係るものであり、既に契約は行っているところですが、納期が1月末となっておりますため、上半期執行予定額に対する執行率がゼロ%となっております。

以上が企業局が実施しております3つの事業の業務状況でございます。

なお、参考といたしまして、10ページ以降に各事業ごとの上半期の損益計算書と貸借対照表を添付させていただいております。

私からの説明は以上であります。

○田原工務管理課長 現在企業局で実施している発電所大規模改良事業の進捗状況について御報告いたします。

資料の16ページを御覧ください。

まず、1の事業の概要であります。

企業局では、運転開始から60年以上が経過した渡川発電所と綾第二発電所の設備の老朽化に伴い、水車発電機等の大規模な改良事業を実施しております。

事業を実施するに当たっては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITを活用し、収益の確保を図ることとしております。

まず、2の渡川発電所について御説明いたします。

(1)工事の概要ですが、事業期間は、平成27年度から令和4年度までを予定しております。

改良範囲につきましては、17ページの上段の概要図を御覧ください。

左側にダム、真ん中に発電所がありまして、発電設備のうち、水車、発電機、屋外変電設備など黄色で示す部分を更新、水圧鉄管や建屋など青色で示す部分を補修することとしております。

16ページにお戻りください。

(1)の工事概要の表の3行目の事業費でございますが、約45億円です。

その他ですが、この発電所はFITの既設導水路活用型区分の認定を受けておりまして、完成後は1キロワットアワー当たり14円で20年間売電する予定となっております。

次に、(2)全体スケジュールですが、平成29年度に発電設備一括更新工事の入札・契約を行っており、平成30年度に機器仕様の協議の後、令和元年度から1号機の更新に着手しております。

なお、FITの認定は平成28年度に受けております。

また、平成27年度から30年度にかけて、重量機器を搬入するための取付道路の施工も行っております。

次に、(3)の進捗状況についてですが、工事は2台ある水車発電機を順次更新しており、1号機につきましては今年11月に機器の据付けが完了したところです。

2号機につきましては、今年度から機器の撤去を開始しており、事業が完了し、2台運転となる令和5年度からFIT単価による運転を開始する予定であります。

なお、本日12月7日に、1号機は河川法上の一部使用検査を受け、運転を開始する予定でありまして、一区切りとなりますことから、明日8日に簡単なセレモニーを行う予定としております。全ての事業が完了した際には、改めて正

式に運転開始式を行う予定としております。

17ページを御覧ください。

下段に工事中の写真を掲載しております。

①は発電機の写真で、奥が新設した1号機、手前が撤去中の2号機の状況です。②の写真は、1号機の組立てを行っている状況、③の写真は、新設した配電盤と呼ばれる発電機の制御装置の状況でございます。

18ページを御覧ください。

3、綾第二発電所についてです。

まず、(1)の工事概要ですが、事業期間は、令和元年度から7年度までを予定しております。

改良範囲につきましては、19ページ上段の概要図を御覧ください。

黄色で示している水車発電機、屋外変電設備、水圧鉄管等を更新または新設、青色で示している建屋や放水路等を補修する計画です。渡川発電所との大きな違いは、水圧鉄管の更新の有無でございます。

18ページにお戻りください。

(1)の工事概要の3番目の事業費のところですが、約134億円です。

その他ですが、この発電所は、今年度FITの新設区分の認定を受ける予定としており、完成後は1キロワットアワー当たり20円で20年間売電する予定となっております。

(2)の全体スケジュールにつきましては、令和2年度に設計施工一括による入札・契約を行い、令和3年度から4年度にかけて、発電機等の詳細設計を行うこととしております。

FITにつきましては、先月末に申請を行ったところであり、令和3年度中に認定を受けられる見込みです。

その後は、令和4年度から7年度にかけて機器の工場製作、現場施工を行い、令和8年度に

F I T単価による運転を開始する予定としています。

次に、(3)の進捗状況ですが、現在は、詳細設計を受注者と協議を重ねながら進めているところでありまして、下の表にありますとおり、水車発電機や屋外変電設備の機器仕様等の検討、水圧鉄管の仕様や施工方法の検討、工事用道路に係る検討を行っております。

表の下の米印に記載しておりますが、水圧鉄管の敷設につきましては、19ページの下施工範囲平面図にございますように、黄色、緑、青で示している工事用道路やトンネルを使いまして、発電所から水圧鉄管上部まで大型資材を搬入する計画でありましたが、現地調査等の結果、施工の安全性と事業の確実性を確保するため、現計画を見直す必要があり、現在、代替案を検討しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑ございませんか。

○徳重委員 この渡川発電所の売電価格と綾第二発電所の売電価格14円と20円と、これはなぜそういう形になっているんですか。

○田原工務管理課長 F I Tの買取り価格というのは、かかった工事の費用に適正な利潤を加えた形で算定されております。綾第二発電所と渡川発電所の違いは、先ほど申しましたけれども水圧鉄管の有無が大きな違いでありますので、その分の工事費が違います。ですから、その結果14円とか20円とか、そういう買取り価格の差になっているということです。

○山下副委員長 関連ですけれども、この渡川発電所の水圧鉄管は新設したら20円だったの。

○田原工務管理課長 新設した場合には、新設区分が現在は20円なので綾第二発電所と同じに

なったと思います。

○山下副委員長 そのとき、工事費と比べたときに収入的にはどう。この渡川発電所を新設したときに、工事費が何十億円か違うわけでしょう。だけれども、その20年間の14円と20円の差で6円違うわけじゃないですか。6円違った場合、新設したほうがよかったのか、この14円のほうがよかったのか。

○田原工務管理課長 もちろん工事をやる場合には、その工事をやる必要性というのがあると思うんですけども、渡川発電所の場合には水圧鉄管についてはそこまで取替えが必要な状況ではなかったということで、——F I Tは国民負担ということもございますので、必要のない工事はやらないということで、渡川発電所については計画をしたところです。

渡川発電所が、新設区分で認定を受けるためには、水圧鉄管ではなくて導水路——ちょっと17ページの上の図を御覧いただきたいと思うんですけど——ダムから発電所に行く間の途中に茶色い導水路という部分がございますけれども、この部分までやらないと新設区分にはなりません。

綾第二発電所の場合はこの導水路はしないんですけども、これは農業用水との共用設備になっておりまして、共用部分については工をしなくても新設区分として認められるという国の基準になっております。

厳密に渡川発電所が20円であった場合の試算は特にやっておりません。

○重松委員長 そのほかございますか。では、その他報告事項に関する説明はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、その他で何かありません

でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後0時58分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 教育委員会でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)」の1件であります。

次に、その他報告事項といたしまして、宮崎県「教育の情報化」推進プランの策定について、県立高校生の就職内定状況について、宮崎県立特別支援学校教育整備方針(素案)について、3件を御報告させていただきます。

それでは、予算議案について御説明いたします。

常任委員会資料1ページを御覧ください。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)」についてであります。

表に太線で囲んでありますところが3か所ありますが、その一番上の一般会計の合計の欄を御覧ください。

今回16億6,312万5,000円の増額補正をお願い

するものであります。

補正後の一般会計の合計は、その2つ右の欄に示しております1,109億6,538万6,000円であります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

○重松委員長 それでは、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○谷口高校教育課長 それでは、資料の2ページをお開きください。

議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」、宮崎海洋高校進洋丸代船建造事業であります。

宮崎海洋高等学校の実習船であります進洋丸の工事請負契約の締結につきましては、6月の議会で御承認をいただき、ありがとうございました。

このたび、文部科学省より9月1日付で来年度分の予算につきまして、交付決定の通知がありましたので、11月議会での補正予算上程及び繰越しにつきまして、審査をお願いするものであります。

1の事業の目的・背景は、宮崎県立宮崎海洋高等学校の実習船は、建造から16年が経過しておりまして経年劣化が進んでいることから、その代船として、国際条約基準に準拠するための脱硝装置を搭載した実習船を建造するものであります。

2の事業の概要ですけれども、(1)予算額は、来年度分の代船建造費16億6,312万5,000円であります。

(2)の財源は、御覧のとおりであります。

(3)の事業期間は、令和2年度から令和4年度までとしております。

それから、別冊になりますけれども、お手元の令和3年11月県議会定例県議会提出議案、この提出議案の別冊を御覧ください。

4ページの2、第2表、繰越明許費補、1、追加と書いてございますが、その表の一番下の行、教育費、高等学校費、宮崎海洋高校進洋丸代船建造事業、これにつきまして16億6,312万5,000円の繰越しをお願いいたしております。

それでは、委員会資料の2ページを御覧いただきまして、3の事業効果でありますけれども、(1)にありますように、4級海技士養成施設としての指定を継続させ、専門性の高い海洋人材を育成いたします。

また、(2)にありますように、県民の船として幅広い利活用を図ってまいります。

なお、右のページ、3ページは、6月の補正と同じ資料を参考までに載せております。

一番上にあります建造スケジュールですが、今年度と来年度の2年間をかけて建造を行いまして、令和4年度3月末の竣工を予定いたしております。

また、その下に現船との比較や現船からの主な変更点を記載しておりますが、国際船の排ガス規制によりまして脱硝装置を取り付ける必要があることから、現船に比べ、長さ、総トン数が増えております。

真ん中より少し下のところに枠囲み、建造費の総額が書いてございます。23億5,950万円であります。

一番下の現船の年間運航スケジュールを御覧いただきますと、実習船としての活用だけでなく、小中学生を対象とした多目的航海などを実施しまして、海洋教育の魅力を伝えてまいり

ます。

説明は以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はございませんでしょうか。

○徳重委員 新船ができて、すばらしい教育がまた始まるわけでございますが、まだ16年ということになりますと、船自体は十分使えるんじゃないかと想定するわけですが、これはどういう形で処理をされるのか教えてください。

○谷口高校教育課長 まず、耐用年数が大体20年とされておりまして、建造等を含めまして、もう今がぎりぎりのところかと思っております。その後の利活用につきましては、前代の船のことを申しますと、競売にかけて、東南アジア等でまた再活用されているということを知っております。

○徳重委員 子供たちに海洋学習というようなことで多目的利用をされておりますが、今まで年間どれだけの小学生や中学生に利用されてきたのか教えてください。

○谷口高校教育課長 今年度の活用についてお知らせいたしますと、7月から8月にかけて、計10回、323名が利用しておりまして、その中身は海洋高校以外の高校、あるいは小中学生、PTAも研修で乗られたと聞いております。

○徳重委員 高校生や中学生が勉強をされたり船のよさを知られたということですが、感想文などでは、どういった感想がありましたか。将来は船に乗って仕事をしたいんだと生徒が書いていたりするものでしょうか。

○谷口高校教育課長 それぞれの乗船におきまして海洋高校はアンケートを取っていると聞いております。こちらのほうでそれを全て把握し

ているわけではございませんが、海洋高校とは別の学校がこれを利用したときに、私もちょっと入ってみたところ、やはりこういった大きな船で外に出なければできないような実験、研究、観察が行われて、非常に有意義であったと、そういう感想を書いている生徒が多かったという記憶がございます。

○重松委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、議案につきましては終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○川北教育政策課長 常任委員会資料4ページでございます。

宮崎県「教育の情報化」推進プランの策定でございます。

9月議会常任委員会において、本プランの素案について報告させていただきました。本日は最終案の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1の策定の趣旨でございます。

2つ目、3つ目の丸にございます新学習指導要領でのプログラミング教育の充実、また、GIGAスクール構想の実現に向けた動き等が加速していると。こうした国の動向、本県における新たな課題等の整理を行い、本プランを策定するものです。

2の推進プランの内容でございます。

(1)のプランの策定と情報化の状況につきましては、プラン策定の考え方、国県における教育の情報化に関する動向を示しております。

(2)の本県における学校教育のICT化推進状況では、本件の公立学校での環境整備の状

況、教員のICT活用指導力の状況等について示しております。

(3)の基本目標と推進項目では、基本目標とその推進のための推進項目、これを具体的に示しております。

基本目標はそこがございます、誰一人取り残さないICTを活用した教育を推進してまいりたいと考えております。

また、推進項目は大きく4つで構成しております、①の情報活用能力の育成では、児童生徒の発達段階に応じた体系的指導等、また②の教科指導におけるICT活用の推進では、教職員のICT活用指導力の向上等、③の校務の情報化の推進では、児童生徒の成績管理等の個人情報等を効率的かつ高いセキュリティの下、一元的に管理等をいたします統合型校務支援システムの構築改善による効率的な校務処理等、そして、最後の④の新しい教育様式の確立では、対面とオンラインを組み合わせる効果的な授業やICTを活用した学習活動や遠隔教育等の推進について示しております。

そして一番下、最後の(4)のプランの推進ですが、県や各学校の推進体制の在り方や本県のGIGAスクール構想の全体像等であります。

ここで本冊の28ページを御覧いただけますでしょうか。

前回、素案でお示しをしました段階以降に方向性を整理した部分でございます。

ページ中ほどの四角囲みに記載しました県立学校における環境整備の考え方でございますが、1つ目の丸のとおり、今後の学習者用端末の1人1台の整備につきましては、個人用端末(保護者負担)と貸与用端末(設置者負担)で整備していく方針で考えております。

なお、2つ目の丸にありますとおり、個人用

端末（保護者負担）の整備方式については、このページの一番下にも少し小さな文字で説明書きをいたしておりますが、学校が特定の端末を指定する方式のBYAD方式、そして、学校が数種類の端末等を指定しまして、生徒・保護者側に選択をいただきます方式のCYOD方式、あるいは、学校が端末の機種を特に指定しない方式のBYOD方式のいずれかとしまして、各学校の状況・実情におきまして、最も適した方式を決定するものでございます。

今回の方向性によりまして、令和4年度内には全ての県立高校において、いずれかの方式で教育活動を実践していく予定ということで考えております。

なお、本プランにつきましては、本日の常任委員会で御意見をいただいた後、年内をめどに決定をしまいたいと考えております。

説明は以上でございます。

○谷口高校教育課長 引き続き、資料の5ページを御覧ください。

委員の皆様方には既にお知らせをしておりますが、改めて令和3年10月末現在の県立高校生の就職内定状況につきまして御説明いたします。

感染症の影響が心配されました高校生の就職採用選考ですが、求人数も大きく落ち込むことはなく、例年どおりの日程で9月16日より採用選考が開始されました。

1の就職内定状況を御覧ください。

最初の行にありますように、令和4年3月の卒業予定者数は男女合計で6,798名でありまして、昨年10月末と比較をしますと47名減少しております。

その下の項目の就職希望者数では、(A)の県内が1,187名、(B)の県外が674名、(C)の合計が1,861名であります。

その下の項目の就職内定者数では、10月末までに就職が内定した生徒は、(D)の県内が894名、(E)の県外が480名、(F)の合計が1,374名であります。

最後の項目、就職内定率を見ますと、県内が75.3%、県外が71.2%、全体では73.8%となっております。

昨年は1か月遅れで採用選考が開始されたので、昨年同月との単純比較ができないために、採用試験開始後1か月半後となる令和2年11月末と比べますと9.9ポイント減少しておりますが、これは10月末段階では公務員試験の結果がまだほとんど出ていないためであります。

続きまして、2の就職内定者の県内比率を御覧いただきますと、65.1%でありまして、昨年11月末と比較しますと5.0ポイント増加しております。

県内への就職希望者が増えた要因としましては、県内企業の御協力はもちろん、感染症の影響、または就職支援エリアコーディネーターをはじめとする学校職員の努力、労働局などの関係機関との連携などが考えられます。

今後も引き続き、関係機関や学校と連携しながら、就職内定率の向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○松田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

宮崎県立特別支援学校教育整備方針（素案）についてであります。

別冊として、宮崎県立特別支援学校教育整備方針（素案）をお配りしておりますが、説明につきましては、常任委員会資料に概要を示しておりますので、常任委員会資料に沿って説明いたします。

常任委員会資料6ページを御覧ください。

1、趣旨にありますように、本県の特別支援学校の現状と課題に対応するため、宮崎県立特別支援学校教育整備方針を策定するに当たり、本素案を取りまとめましたので報告いたします。

今後この素案を公表し、パブリックコメントを実施しまして、県民の皆様などからの意見や情報、専門的な知見等をいただいた上で、整備方針を決定したいと考えております。

2のこれまでの経緯を御覧ください。

素案の作成に当たり、宮崎県学校教育計画懇話会より、特別支援学校における教育環境についての最終まとめをいただき、これを参考としまして本素案を取りまとめております。

3の宮崎県立特別支援学校教育整備方針（素案）の概要を御覧ください。

Iの整備の方針では、本方針は、宮崎県教育振興基本計画及びみやざき特別支援教育推進プラン（改訂版）に基づき、特別支援学校の教育環境、施設・設備等について計画的な整備を行うことを示しております。更新の期間につきましては、令和4年度から令和13年度までの10年間としております。

IIの特別支援学校の現状と課題では、特別支援学校の在籍者数の増加に伴う教室不足が生じている状況や、学部や障がい等に応じた新たな教育課程編成の必要性、生徒のニーズや障がいの状態に応じて、就職を目指す生徒に対する専門的な職業教育を行う必要性があることなどについて示しております。

IIIの特別支援学校の教育環境整備方針の内容では、これらの現状と課題に対応するため、(1)職業教育において、職業教育を専門的に行う高等部単独の学校である高等特別支援学校を設置することについて、(2)の教室不足の対応においては、特別支援学校における教室不足の解消

に向けた整備を行うことについて示しております。

(3)障がい種別に応じた教育におきましては、各障がい種別ごとの専門性を重視し、学びを充実させるための新たな教育課程の編成や教育体制の在り方を検討することについて示しております。

7ページの(4)寄宿舎におきましては、明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校及びみやざき中央支援学校の寄宿舎につきまして、それぞれの障がい種に応じた整備を検討することについて示しております。

次に、4、今後の予定を御覧ください。

今後につきましては、整備方針（素案）のパブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆様から御意見をいただいた上で最終案を策定し、令和4年2月の定例教育委員会に付議・決定しまして、2月県議会常任委員会に御報告する予定としております。

最後に、5、パブリックコメントについてを御覧ください。

パブリックコメントは、12月13日から1月13日までの約1か月間実施することとしております。

説明は以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○丸山委員 G I G Aスクール構想について、28ページのところをもう少し詳しく説明してほしいんですが、先ほどの説明で、BYAD方式、CYOD方式、BYOD方式の3つを学校で選べるということなんですけれども、選ぶときのポイントとか何かあるものなのかを教えてください。

○川北教育政策課長 まず、このページでございますが、学校におきましては、それぞれICTの進捗状況とか、または普通科、産業系、そういった学校種によりましては状況が違っているところがございます。それぞれに適したパソコンの機種があると考えております。

今回ここがございますBYAD方式でございますが、まず、これは学校が端末を1機種指定いたします。それで生徒・保護者にその1機種を購入いただくということでございます。

次に、CYOD方式、これは学校が数種類の機種を指定しまして、生徒・保護者の中から選択をして購入をしていただくという形になります。

そして、BYOD方式でございますが、これは学校が特に端末の機種の指定をいたしませんということで、例えば携帯電話とか、そういったものを使うという場合も出てくるということが想定できます。

以上3種類の中から各学校の状況によりまして、最も適した方式を柔軟に選定するというようなことで考えております。

○丸山委員 何となく分かったんですけども、工業系はこのBYODが多くなるのかとかいうような、どういう学校がこれになるようなことが想定されているのか、そこを教えてほしかったです。

○川北教育政策課長 例えばでございますが、工業系高校は相当高性能のパソコン等が既にパソコンルームに備え付けられております。通常の授業でこういった端末を使うとすれば、国語、英語、数学、そういったものを受けるときに使うようなイメージを持っております。

今年度BYODモデル校ということで13校を指定しまして、それぞれ生徒が所有する端末等

を学校に持ってきてもらって、それを使って授業を行ったりという検証を重ねております。そういった学校はまた一步ICT教育には進んだところがございますので、またその学校によりまして、そして学校種によりまして、それぞれ今いろんな端末機種が出ておりますけれども、スペックとか機種とか、そういったもので最も学校に適したものを選定をしてもらうというようなことで考えております。

○丸山委員 何か分かったような、分からないような感じなんですけれども、基本的には学校によって状況が違うから、それぞれの学校で判断していいですよということなんでしょうけれども、セキュリティーの問題とか保護者の負担が高くなるとか安くなるとか、そういうのが想定されるものなんでしょうか。

○川北教育政策課長 学校側の指定する端末を学校入学時に購入いただくといったような場合につきまして、例えば高校3年間のトータルで見ますと、いろんな教材を買っていただいたりするということがございます。そういった3年間トータルの教材費を随時見直しとか調整をしたり、いろいろ工夫をすることができるのではないかと考えております。高校3年間で見れば、トータルとしてはそう大きく変わらないような形で運用ができるのではないかと考えております。

セキュリティーの関係におきましては、今回BYOD方式を導入する場合も専用のセキュリティー方式を導入いたします。それをもって、かなり高いセキュリティー性能が確保できるのではないかと考えております。

○満行委員 隣の29ページの参考、民間企業でのアカウント活用イメージ、このページでは1人1アカウントの活用イメージっていうのが出

ているんですけれども、これって民間企業A社、B社、ヤフーとグーグルの違いってそんなイメージなんですか。ここの参考が何を意味しているのかよく分からないのでお尋ねします。

○川北教育政策課長 民間企業A、Bとなっておりますが、具体的な社名はここでは控えさせていただきますが、大手の会社ということでイメージをしてつくったものでございます。

こういった会社はそれぞれ、いろんなアプリケーションをつくっております。そして別途アカウント——これはその個人を特定するパスワードのようなものですが——それをきちんと生徒に付与しまして、セキュリティーを高めた上でこういったアプリケーションを使いこなしてもらうようにという趣旨の図となっております。

○徳重委員 特別支援学校についてお尋ねしたいと思うんですが、在籍者数が増加しているところと書いてあるところですが、都城さくら聴覚支援学校でも昨年でしたか、教室が足りないということで、いろいろ本会議で質問もあったかと思うんですが、今はどの支援学校も教室は足りているのでしょうか。

○松田特別支援教育課長 特別支援学校の教室不足の状況につきましては、知的障がいの特別支援学校で教室不足が継続的に生じている状況があります。特に知的障がい特別支援学校の6校で教室不足が生じている状況です。

○徳重委員 6校で不足をしているということですが、今はどういう形で指導されているんですか。部屋がなければ教育ができないと思うんですが、代替の部屋がプレハブなのか、こういった部屋なのか教えてください。

○松田特別支援教育課長 知的障がい特別支援学校で教室が足りていない状況が生じている場

合に、今現在取っている方法としまして、特別教室、例えば生徒指導室であるとか、図書室であるとか会議室であるとか、そのような部屋を教室として使用して指導をしております。

また、比較的広い部屋を間仕切りしまして、2つの教室を確保して指導したり、1つの教室に比較的人数の少ない学級を2学級一緒に設置しまして、2学級合同で必要に応じて時間を分けながら指導するというような対応を取っているところがございます。

○徳重委員 将来にわたって生徒が増えていくということになれば、当然しっかりした教室をちゃんとつくって平等にさせていただかないと、生徒はもちろんのこと保護者の皆さん方も納得いかないと思うんですね。だから、やはり最低教室だけはしっかり整備できるような、そういう要望をしっかりと出していただかないといけないんじゃないかと思っております。

そこで、その知的障がい者が県内で増えていくものかどうか、どういう流れで増えていくような状況になっているのか教えてください。

○松田特別支援教育課長 特別支援学校の在籍者数の増加につきましては、特別支援教育への期待が非常に高まってきて、発達障がいも含めて障がいへの理解が高まったことで、専門的な教育を受けることへの期待が高まっており、特別支援学校へ入学する在籍者が増えているという状況があると考えております。

20年前と比較すると400人程度、10年前からすると200人程度増加しております。

整備方針素案の5ページのほうに知的障害教育の増加人数等を示しております。このような状況で増加しているところではありますが、今後も今の人口推計等を詳細に含めた将来推計もしておりますけれども、今後もある程度増加を

していく見込みと考えております。

ただ、令和6年度、7年度までは微増をしていき、その後はそのまま横ばい程度になっていくものと推定しているところがございます。

○徳重委員 最後にしますが、今の5ページの表を見てみますと、かなり増えておるし、最後には5、6年後には横ばいということを言われましたが、そうであれば、なおさら今の段階でしっかりとした環境を整えていくことが最も大事なことかなと思います。あと何年後にはしますでは、あまりにもかわいそうじゃないかなと。

そんなに教室を一つ、二つ増やすことで億という金がかかるわけではありません。ぜひ早急に教室の整備はしてほしいなと要望をしておきたいと思います。

○満行委員 特別支援学校の環境整備については、本当にこの20年、努力いただいたと思っています。スクールバスの配置にしる、高等部の設置、あと分校、小林校の設置とかですね、本当に御努力いただいて今日に至っていると思うんですけれども、今質問がありましたように、今その保護者の皆さんたちが一番やっぱり課題として持っているのは教室不足というのがあるんだろうと思います。やっぱりハードの整備というのが急がれるということで、今回この素案にしっかりうたうことで方針が示されているので、ぜひ期待をしたいと思っています。

ひとつお聞きしたいのは、この高等特別支援学校の設置です。このイメージがちょっと今浮かばないんですけれども、今の段階で教育委員会としてこういうイメージで設置をしたいというのがあればお聞かせいただきたいと思います。

○松田特別支援教育課長 高等特別支援学校は、就職を目指す比較的軽度の知的障がいの子供たちを対象として、専門的な職業教育を行う高等

部単独の支援学校というものです。

全国的には高等特別支援学校の設置が進んでおりますが、本県ではまだ設置しておりませんので、就職を示す子供たちが就職を実現できるような専門的な職業教育を行える高等特別支援学校の設置を進めたいと考えております。

既存の特別支援学校の中には、敷地がもう非常に狭く、教室不足の状況がありますので、既存の特別支援学校以外のところに設置するという形で、地域での就職を考える、実現させるために、県内複数校の設置を考えているところです。

設置をする場所については、少なくとも教育事務所の管轄ごとの県内3地域に1か所ずつは必要であると考えております。ただ、どのような設置の仕方をするのか、どの場所に設置するのかについては、様々な調査等を行いながら早急に設置の在り方について検討していきたいと考えております。

○満行委員 ありがとうございます。複数ということで期待をしたいと思います。

教育の内容ですけれども、昔だったら、昔というか今も理髪とか鍼灸とかクリーニングとか、そういう関連の教育というのがあったと思うんですけれども、この新たな学校の目指す教育という、そのコースというのはどういう考え方なんでしょうか。

○松田特別支援教育課長 高等特別支援学校の教育課程は、職業学科、専門学科を内容としておりまして、学習指導要領の中に、この専門学科の学ぶ内容については規定されております。

農業に関する内容、工業に関する内容、化繊に関する内容、流通サービスに関する内容などを定められておりまして、その中から規定の時間指導を行うということになっております。も

ちろんそれだけではなく、産業現場等の実習と組み合わせながら働く力が身につくような教育課程を考えております。

○丸山委員 この支援学校の整備の基準がもうすぐ国のほうから出るとか、出ればまたうまく進むんじゃないかと以前の委員会の中であったんですが、それはこの中には出てきていないような気がするんですが、この計画の更新と何か関係があるのかを教えてくださいとありがたいです。

○松田特別支援教育課長 国におきまして令和3年9月に特別支援学校設置基準が交付されて、総則や学科に関する規定等については来年度の4月から、学級編成や教員配置、学校の施設・設備に関する事、面積等に関する事については令和5年からの施行ということになっております。

定められている内容が特別支援学校の在籍児童・生徒の人数や障がい種に応じて、どのような施設・設備でなければならないか、また、校舎や運動場がどれぐらいの面積でなければならないかが定められておまして、今後新しく整備する場合には、その基準にのっとった整備をしなければならないとなっています。

ただ、これ以前に設置されたものに関しては、当分の間は従前の例によることができるという定めがありますので、これをもってすぐ違反となるということではございません。

子供たちが安全、安心に学ぶことができる環境を整えるという意味では、この設置基準にのっとった形での整備を進めていく必要があると考えているところです。

○丸山委員 できれば今のを資料的に示していただくと、例えば、私のいる小林市の支援学校は義務教育の学校を借りてやっけていてすごく狭

かったりするものですから、そういった設置基準があれば、改修するとき、やる必要があるのかとか、市との協議もこうしないといけないとか、こうしないと間に合わないとかいうのが出てくるんじゃないかと思っています。できれば早めにそういうのをお示ししていただくとありがたいと思っています。よろしく願いいたします。

○井本委員 小学校、中学校、高校でいわゆるインクルーシブ教育というか、健常者と障がい者がうまく具合にマッチングしているという、あれはたまたまあんなふうになったのかもしれないけれども、なかなかこれは斬新というか、いいアイデアじゃないかと私は思ったんですけど、ああいうものは取り入れる計画はないわけですか。

○松田特別支援教育課長 小林市に設置しております小林こすもす支援学校は、小学部が小学校、中学部が中学校、高等部が高等学校に設置していて、日常的な交流ができる設置形態であります。

今回、高等特別支援学校を設置するに当たっても、整備方針素案の7ページの下から3行目に示しておりますが、高等特別支援学校の設置形態としましては、障がいのある者とない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念に基づきまして、高等学校に併設して設置することも有効であると考えております。

地域で学ぶ、地域で共に障がいのある者となない者が、中学校まで共に学んでいた子供たちが高等学校で併設された高等特別支援学校で共に学ぶという形態も検討できるのではないかと考えております。これについても先ほど申し上げましたように、どのような地域、学校に設置することがより効果的であるか、そこでの教育

課程、教育の内容も含めて検討いたしまして、早急に決定してまいりたいと考えております。

○井本委員 その理念の段階と、やるというのととは違うわね。

これはまだアイデアの段階だということですか。

○松田特別支援教育課長 はい、もう一つの設置の要素として考えております。

○井本委員 分かりました。たまたまあんなったのかもしれないけど、非常にいいなと思って、あんなのを本当に全部にやっていったらいいんじゃないかと思ったぐらいで、それをぜひとも実際にやっていただきたいと思います。

○黒木教育長 御指摘ありがとうございます。今、委員におっしゃっていただいたように、障がいのない子供たちと障がいのある子供たちが一緒に教育活動を共にする、そういう場は非常に得がたい場だと感じております。

先ほどから出ております東方の小学校、中学校、それから小林高校のほうにも高等部がありますが、その中から例えば高校生は障害児教育のほうの進路に進みたいという子供たちも出てきております。

そういったことを踏まえて、インクルーシブ教育を推進していきたいと考えております。

ただ、その際にどこに置くかということについては、今のところ空き教室の利用ということも念頭に置いておりますので、となりますと、空き教室は先ほどの教育事務所単位でというお話で、県北、県西、県南1つでございますので、県南それから県央、3か所にまず何とか推進していきたいと考えておるところでございますが、県南、県西も含めての話でございます。県北には空き教室のでき始めた県立高校の施設がございます。ただ、県央部には人口が集まっており

まして、なかなかそのスペースが今のところすぐにはない。

先ほど課長が申しあげましたように、基準も変わりまして、広さも必要になってくると。これに関しましては、ですからもう少し慎重に検討を重ねる必要があると。

ただ、県南とか県北につきましては、ある程度、例えば農業教育とか商業教育とか、あるいは工業教育、危険が伴うものはあまりよくございませんが、そういった職業教育を視野に入れた実習のできるような場所ということで今検討を進めておりまして、そのあたりからインクルーシブが始められればと考えております。課題は県央部でございます。

今のところそのような状況でございます。

○井本委員 分かりました。

それからもう一つ、障がい者というと、やっぱり精神的疾患のある人も結構いると思うんですけど、これについては全然論じられていないというか、その辺はどういう対処をしているんですか。

○松田特別支援教育課長 精神疾患につきましては、特別支援学校の病弱障害特別支援学校の対象となっております。赤江まつばら支援学校で障がいの程度によって入学するという事になっております。

ただ、病状によりましては、治療によって日常生活が送れるようになりますと、通常の小中学校に転学する、戻ることも多いことから、赤江まつばら支援学校に通年ずっと在籍するという事はなく、入院している間だけ赤江まつばら支援学校に在籍するという状況で対応しております。

小中学校には、特別支援学級もありまして、自閉症・情緒障害特別支援学級や必要に応じて

病弱の特別支援学級を設置することもできるようになっていますので、病状によって必要でありましたら、そちらでニーズに応じた指導を行うということになっております。

○井本委員 精神的疾患があるという人というのは、精神病棟のほうに入る人が多くてそういうふうになっているのかなと感じるんだけど、なかなかその精神的な疾患のある人に教育とかをするのは難しいということもあるからこうなっているのかなと思っているんですが、大体そんな考えでいいんでしょうか。

○松田特別支援教育課長 精神疾患のある方が特別な教育の場に転向しなければならないというわけではございませんので、特別支援学校の対象となる障がいの程度までの精神疾患の状況になった場合に対象となるということになっておりまして、精神疾患のある子供たちの教育の場がないということではなく、必要な状況の場合は入院しながら受けられたり、または訪問教育で治療を受けながら病院のベッドで授業を受けるといったこともできます。

実際に赤江まつばら支援学校に併設する宮崎東病院に入院している子供たちの中には、なかなか登校ができない病状で、教員が病院を訪問して授業を行っているという状況もあります。一般の方々にそのような状況をお知らせする機会がございませんけれども、病弱の子供たちの教育も必要なニーズに応じた教育が行われている状況ではあります。

○重松委員長 よろしいでしょうか。その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、その他の報告事項につきましては終了させていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 次に、請願の審査に移ります。

継続請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」について、執行部からの何か説明はありますでしょうか。

○東教職員課長 特にございませぬ。

○重松委員長 関連して委員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時57分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時間は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後1時57分散会

令和3年12月8日(水曜日)

午後1時7分再開

出席委員(5人)

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	山下	寿
委員		徳重	忠夫
委員		井本	英雄
委員		丸山	裕次郎

欠席委員(1人)

委員		満行	潤一
----	--	----	----

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主事	飯田	貴久
総務課	主事	合田	有希

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、採決を行います。

議案の採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第5号及び第8号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第5号及び議案第8号につき

ましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 継続との御意見がございましたので、まず継続審査とするかどうかをお諮りいたします。請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○重松委員長 挙手多数。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 分かりました。それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任させていただきますこと御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、1月20日木曜日に予定されております

閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたい
と思います。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時16分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

1月20日の閉会中の委員会につきましては、
今協議のとおりの内容で委員会を開催すること
で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 以上で委員会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後1時16分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎